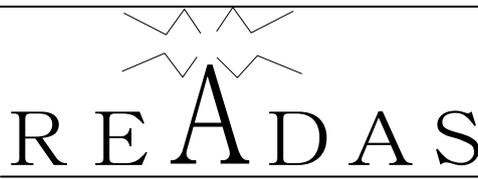


第 4783 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2013年)平成25年 8月 1日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 👉 帳簿等の保存期間

**Q**：帳簿などは何年間保存しなければならないのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

帳簿や書類は、税務上、次の期間保存しなければなりません。

#### ①青色申告者の場合

青色申告者の帳簿書類の保存期間は、次のとおりです。

- ・帳簿 7年
- ・決算関係書類 7年
- ・現金預金取引等関係書類 7年(ただし、前々年分所得が300万円以下の者は5年)
- ・その他の書類 5年

#### ②白色申告者の場合

前々年分あるいは前年分の事業所得等(事業所得、不動産所得及び山林所得)の合計額が300万円を超える者(記帳対象者)は、記帳保存が必要です。

また、事業所得等のある者で前々年分あるいは前年分の確定申告書を提出している者(記録保存対象者)は、帳簿や書類を保存しなければなりません。

ただし、平成26年1月からは、全ての者について、保存義務が課せられています。

- ・記帳対象者  
法定帳簿 7年  
任意帳簿、書類 5年
- ・記録保存対象者  
帳簿及び書類 5年

